

税金の申告はお早めに

住民税・所得税の申告の時期が近づいてきました。申告内容は、住民税(市・道・民税)の計算だけでなく、国民健康保険税や介護保険料、各種手当など大切な資料となります。サラリーマンの方も年金受給者の方も申告の仕組みを知って賢く納めましょう。

申告期間は原則として2月18日(月)～3月17日(月)の間です。

受付日程と場所

■税務署による確定申告出張相談

税務署から申告書が送付されている方、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)がある方は税務署の担当者がある花川北コミセン(2月5日・6日・7日)にお越しください。本年から税務署の事情により事業・不動産所得、土地・株などの譲渡の方の申告は石狩市の会場では受けられませんので、札幌北税務署で申告してください。

相談時間 午前の部/10:00～11:30 午後の部/13:00～16:00

受付日	場所	受付する収入の種類
2月5日(火)～7日(木)	花川北コミセン	給与・年金収入、一時所得・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

※記入済確定申告書を提出される方は、札幌北税務署に引き継ぐ専用の箱を市役所に用意しますので投函願います

■市役所における住民税申告 ※2月5日～15日は、市役所での申告は受け付けできません

ハガキで通知があった方は、ハガキに記載されています申告日にお越しください(平成19年度の住民税申告をされた方にハガキを出しています)。ハガキの通知がない方は、市役所ロビー(2月18日～3月17日)で申告をすることができます。

ただし、収入の種類によっては、市役所で申告できないものもあります。その際は、税務署で申告願います。

相談時間 午前の部/10:00～11:30(市役所ロビーは9:15～) 午後の部/13:00～16:00

受付日	場所	対象	受付する収入の種類	受付できない収入
2月5日(火)～7日(木)	花川北コミセン	ハガキで通知があった方	給与・年金収入、一時所得のみ	源泉徴収票の交付を受けていない方で、請負などの事業収入、不動産所得、報酬、土地・株などの譲渡所得のある方
2月8日(金)	弁天会館			
2月13日(水)～14日(木)	花川南コミセン			
2月15日(金)	八幡コミセン			
2月18日(月)～3月17日(月) (土日除く)	市役所ロビー	ハガキがなくても申告できます		

※花川北コミセンでは税務署受付コーナーと別に市民税申告のコーナーを設けています

※2月5日～15日は、申告を受ける職員が会場に行っていますので市役所では申告を受けられません

※住宅借入金特別控除(初年度)がある方は、市役所では申告を受けられません。税務署での申告となります

■厚田区内における出張申告

受付日	時間	場所
2月18日(月)	午前の部 10:00～11:30	聚富会館
2月19日(火)		望来コミセン(みなくる)
2月20日(水)	午後の部 13:00～16:00	
2月21日(木)		
2月22日(金)		

浜益区内の申告受付は、浜益支所のみとなります。

問合せ・相談先

●申告や住民税の課税

税務課市民税担当 ☎72-3119
zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

●国民健康保険税の領収書を紛失した場合の発行先

国民健康保険課 ☎72-3123
kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

●障害者控除認定書について・介護保険料の領収書を紛失した場合の発行先

高齢者支援課 ☎72-6121

koureisayas@city.ishikari.hokkaido.jp

●障害者手帳等

障がい支援課 ☎72-3194
syougais@city.ishikari.hokkaido.jp

●国民年金保険料の控除証明書等

札幌北社会保険事務所国民年金第二課
☎011-717-4116 札幌市北区北24西6

●確定申告全般・所得税の還付について

札幌北税務署 ☎011-707-5111
札幌市北区北31西7-3-1



◆年末調整をしていない方

年の途中で退職し、再就職後も前職分を含めて年末調整をしていないなど。

◆年の途中で退職し、その後勤めていない方

還付申告で所得税が戻る場合があります。

◆医療費を自分自身や家族のために支払った方

平成19年1月1日～12月31日に支払った医療費から入院費給付金や出産育児一時金などを差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない方を上回る場合、医療費控除が受けられます。税金を計算する上での控除ですので、病院の窓口で支払った医療費が戻ってくるわけではありません。

◆家を新築や購入、増改築した方

平成19年中に入居の方で、一定の要件に当てはまるときに、借入金等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を所得税額から控除するものです。この控除は所得税のみの減税措置です。

◆生命保険等の満期返戻金などがあつた方

受け取った保険金の総額から、すでに払い込んだ保険料等の必要経費を差し引いた金額が50万円を超える場合は、申告が必要となります。

◆自営業、家賃・地代収入、譲渡所得などがあつた方

確定申告等が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもっている方は、必要経費を申告しなければなりません(家内労働の特例という制度もあります)。

◆非課税収入(障害年金、遺族年金、傷病年金、労災保険、失業保険など)のみの方で、石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者自立支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方等

住民税申告が必要です。



- 印鑑(認め印で可、スタンプ印は不可)
- 源泉徴収票等、平成19年分の収入を証明するもの
 - ※確定申告には勤務先、社会保険庁等から発行される源泉徴収票の原本が必要です(コピーは不可)
- 生命保険料・損害保険料・地震保険料控除証明書
- 国保税・社保の任意継続等保険料の領収書
- 国民年金保険料の控除を受ける場合には、「国民年金保険料控除証明書」が必要です(領収書は不可)
- 所得税の還付がある方は、本人名義の振込先口座が分かるもの(通帳など)

- 障害者手帳等または認定書(本人または配偶者、扶養親族が障がい認定を受けている方)
 - ※認定書については介護保険の要介護認定のみでは対象となりませんので、高齢者支援課にご相談ください
- 支払った医療費の領収書等 ※入院費給付金や出産育児一時金など医療費から差し引かれる金額があれば分るようにし、人・病院ごとの医療費の合計金額を計算したものをお持ちください
- 住宅借入金等特別控除に関する書類

医療費控除に対するよくあるQ&A

Q.10万円以上の医療費がないと医療費控除は受けられない?

A.1年間に支払った医療費から入院費給付金や出産育児一時金などを差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない方を上回る場合、医療費控除が受けられます。

Q.通院にかかった交通費(バス代等)は医療費控除の対象になるの?

A.医療費控除の対象となります。その際には、バスや地下鉄代は領収書が出ませんので、交通費の内訳が分かるよう記載してください。ただし、自家用車のガソリン代および基本的にタクシー代は認められません。

Q.介護サービス利用料やおむつにかかる費用は医療費控除の対象になるの?

A.サービス利用時の自己負担額は、サービスの種類などにより、医療費控除の対象になる場合があります。申告には医療費控除対象金額、居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名、または施設の種類の記載された領収書が必要です。

おむつにかかる費用については、医師からの「おむつ使用証明書」が必要になります。なお、介護保険の認定(申請中を含む)を受けていて次の①②の両方に該当する方は、医師の証明書の代わりに市が発行する確認書で医療費控除が受けられる場合があります。

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である。
- ②寝たきり状態で尿失禁がある。

※確認書については高齢者支援課にご相談ください